

議案第 36 号

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を
制定するについて

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を、次のとおり改正す
るものとする。

令和 8 年 6 月 16 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
(宇治市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第1条 宇治市個人番号の利用に関する条例(平成27年宇治市条例第32号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第1条中「利用に」を「利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に」に改める。

第3条中「利用」を「利用及び特定個人情報の提供」に改める。

。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの

2	市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
3	市長	身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
4	市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
5	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの
6	市長	母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
7	市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの
8	市長	宇治市奨学資金貸与条例（平成17年宇治市条例第12号）による奨学資金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの
9	市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
10	市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
11	市長	老人に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
12	市長	重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
13	市長	子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
14	市長	妊産婦の医療費の助成に関する事務であつて規則

長	で定めるもの
15 市長	予防接種に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
16 市長	がん検診等の費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
17 市長	宇治市市営住宅条例（平成9年宇治市条例第24号）による市営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
18 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
19 教育委員会	就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの
20 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人情報として法第19条第8号の主務省令で定められたものであつて規則で定めるもの
2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登

		外者宛名情報」という。) であつて規則で定めるもの
3 市長	身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
4 市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
6 市長	母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
7 市長	子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
8 市長	宇治市奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与に関する事務であつ	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

		て規則で定めるもの	
9	市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
10	市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
11	市長	老人に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
12	市長	重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
13	市長	子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
14	市長	妊産婦の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
15	市長	予防接種に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
16	市長	がん検診等の費用の徴	住登外者宛名情報であつ

長	収に関する事務であつて規則で定めるもの	て規則で定めるもの
17 市長	宇治市市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
18 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、児童手当等関係情報、介護保険等給付関係情報、障害者自立支援給付関係情報、療養介護等関係情報、障害児通所支援関係情報、養育医療給付等関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、母子家庭等給付関係情報、母子生活支援施設保護関係情報、医療保険給付関係情報、福祉手当関係情報、年金給付関係情報、妊娠届出関係情報、予防接種実施関係情報、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査関係情報、がん等検診関係情報、子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付関係情報、地域子ども・子育て支

		援事業実施関係情報、小児慢性特定疾病医療費等給付関係情報、障害者給付等支援関係情報、障害者関係情報、子ども・子育て支援関係情報、奨学資金貸与関係情報、介護サービス関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、重度心身障害者等医療費助成関係情報、老人に対する福祉医療費の助成に関する情報、こども医療費助成関係情報、市営住宅入居者関係情報又は就学援助関係情報であつて規則で定めるもの
19 市長	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
20 教育委員会	就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
21 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの

別表第2の次に次の別表を加える。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
2 教育委員会	就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

（宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を削り、同表の2の項を同表の1の項とし、同表の3の項から16の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の17の項を同表の16の項とし、同項の次に次のように加える。

17 市長	宇治市犯罪被害者等支援条例（平成22年宇治市条例第1号）による犯罪被害者等への見舞金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
-------	---

別表第2の1の項を削り、同表の2の項中「地方税関係情報」を「住民票関係情報、地方税関係情報」に、「又は」を「、中国残留邦人等支援給付関係情報、外国人生活保護関係情報又は」に改め、同項を同表の1の項とし、同表の3の項中「地方税関係情

報」を「住民票関係情報、地方税関係情報」に、「又は」を「、医療給付関係情報、外国人生活保護関係情報、年金給付関係情報、障害者関係情報又は」に改め、同項を同表の2の項とし、同表の4の項中「地方税関係情報」を「住民票関係情報、地方税関係情報、介護保険等給付関係情報」に、「又は」を「、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は」に改め、同項を同表の3の項とし、同表の5の項中「地方税関係情報」を「住民票関係情報、地方税関係情報」に、「又は」を「、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の6の項中「住民票関係情報」を「住民票関係情報、戸籍関係情報」に改め、同項を同表の5の項とし、同表の7の項中「又は」を「、外国人生活保護関係情報又は」に改め、同項を同表の6の項とし、同表の8の項中「住登外者宛名情報」を「地方税関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表の7の項とし、同表の9の項中「又は」を「、外国人生活保護関係情報又は」に改め、同項を同表の8の項とし、同表の10の項中「医療保険給付関係情報」を「住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、戸籍関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の11の項中「医療保険給付関係情報」を「地方税関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の12の項中「医療保険給付関係情報」を「地方税関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報」に改め、同項を同表の11の項とし、同表の13の項中「医療保険給付関係情報」を「生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表の12の項とし、同表の14の項中「住登外者宛名情報」を「地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表の13の項とし、同表の15の項中「住登外者宛名情報」を「地方税関係情報、

生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表の14の項とし、同表の16の項中「住登外者宛名情報」を「地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表の15の項とし、同表の17の項中「住登外者宛名情報」を「住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、戸籍関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は住登外宛名情報」に改め、同項を同表の16の項とし、同項の次に次のように加える。

17 市長	宇治市犯罪被害者等支援条例による犯罪被害者等への見舞金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	戸籍関係情報であつて規則で定めるもの
-------	--	--------------------

別表第2の18の項中「、小児慢性特定疾病医療費等給付関係情報」を「、外国人生活保護関係情報、小児慢性特定疾病医療費等給付関係情報」に改め、同表の20の項中「住登外者宛名情報」を「住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表の21の項中「又は児童扶養手当関係情報」を「、児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報」に改める。

別表第3の2の項中「住登外者宛名情報」を「住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体情報システムの標準化及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務の追加等に伴い、所要の改正を行うものであります。